

○都市計画課に対する手続き

- ・書類の提出
- ・退去確認の現地立会 (立会日時は都市計画課へご相談ください。)

※書類のうち「市営住宅返還届」については、**退去予定日の10日前までに提出いただく必要があります。**
※退去予定日が休日となる場合は、手続きについて都市計画課までお問い合わせください。

○お部屋の片付け

- ・破損した部分の修繕 (塗装、壁紙の通常使用による損耗は含みません。)
- ・畳の表替え、ふすまの張替え、障子の張替え (**専門業者へご依頼ください。**)
- ・入居者が設置した各種設備の撤去 (一部照明器具、エアコン、ガスコンロ など)
- ・私物の撤去

※戸ぶすま (片面が壁紙、片面がふすま紙の戸) がある場合、ふすま紙のみ交換してください。

※市の所有物を誤って撤去しないようご注意ください。

(告知端末、ケーブルテレビの配線、一部照明器具 など)

第3みたから、広石中、第2広石中団地の各階1号室入居者は、玄関入って右側にある和室の観音開き物入のふすま紙も張り替えてください。

○その他

- ・電気、ガス、水道、ケーブルテレビの解約手続き
- ・団地自治会への連絡

退去確認について

上記の手続きが済みましたら、入居者立会のもと市職員が室内の確認を行います。(代理人の立会も可) お部屋の片付けにつきましては、不備があれば手直しを依頼する場合があります。

退去時には玄関、倉庫などのカギを全てお返しいただきます。 スペアキーを作成している場合はスペアキーもいただきます。

また、畳、ふすま、障子の交換の確認を行いますので、**領収書及び交換の内訳が分かるもの**をお持ちください。

立会を円滑に行うため、立会前に**室内の清掃**をお願いします。

立会が完了し、全ての家賃の支払いが確認できましたら、敷金をお返しします。